

論  
説

カナダにおける労働組合とその政治活動

——歴史的展開過程を中心として——

国  
武  
輝  
久

目 次

- 一、はじめに
- 二、労働組合運動とその政治活動に関する歴史的展開過程
- 三、労働組合と新民主党
- 四、労働組合とその政治活動
- 五、おわりに

## 一、はじめに

カナダにおける労働組合の政治活動<sup>(1)</sup>を考察するに際して、その基本的前提として、以下の三つのファクターを認識しておく必要がある。第一は、強大な隣国アメリカ資本によるカナダ経済に対する支配的影響力と、これに対応するアメリカ国際労働組合のカナダ労働組合運動に対する組織的・思想的影響力である。第二は、植民地時代から由来する伝統的なイギリス流の政治秩序、なかならず議会主義と政党政治に関するその制度的・イデオロギー的影響である。第三は、カナダ特有の「地域主義 (regionalism)」<sup>(2)</sup>が生み出した「モザイク型」の社会・文化構成と、その必然的帰結としての政治的・地方分権性である。この三つの要素は、相互に関連しつつ、現代カナダの政治的・経済的・社会的諸状況を規定している。それゆえ、労働組合と政党の歴史的関係の検討に入る前に、この三つのファクターによって規定されるカナダの問題状況について、簡単に整理しておくことにする。

一九七二年に公表されたグレイ報告 (H. Gray Report)<sup>(3)</sup>によれば、カナダのエネルギー産業の五八%、製造業全体の四四%がアメリカの多国籍企業の支配下にあり、カナダ経済の命運をこれらの多国籍企業が握っている。そして現在もなお、カナダはその対外貿易の八〇%前後を対米貿易に依存しており、カナダの政治・経済・社会のあらゆる分野における強大な隣国の影は、両国の歴史的・地理的関係の必然的帰結として、全ての議論の出発点として認識しておく必要がある。この点については、労働組合運動といえども例外ではない。第1表は、一九八六年度におけるカナダ労働組合の組織状況を示している。ここにおいて明らかのように、カナダにおける労働組合の組織率

第1表・カナダ労働組合の組織状況 (1986年1月現在)

組 織 名 称	組合員数(000)	%
CLC (Canadian Labour Congress)	2164.3	58.0
AFL/CIO にも加盟	(866.1)	(23.2)
CLC 加盟のみ	(1298.3)	(34.8)
CSN (Confédération des syndicats nationaux)	218.9	5.9
CFL (Canadian Federation of Labour)	208.8	5.6
AFL/CIO にも加盟	(206.6)	(5.5)
CFL のみ	(2.2)	(0.1)
AFL/CIO (American Federation of Labour/ Congress of Industrial Organization)	134.9	3.6
CEQ (Centrale de l'enseignement du Québec)	91.3	2.4
CSD (Centrale des syndicats démocratiques)	36.0	1.0
CCU (Confederation of Canadian Unions)	35.7	1.0
非加盟の国際労働組合 (アメリカ)	104.7	2.8
非加盟の全国労働組合 (カナダ)	621.1	16.6
非加盟の地方組合 (カナダ)	114.3	3.1
合 計	3730.0	100.0

\*資料出所—Labour Canada 'Information', July 22, 1986. Table 2.

は約三七・七%、実数にして約三三三万人に達しており、その五八・〇%の労働者がカナダ労働組合の最大のナショナル・センタ―である「カナダ労働組合会議(Canadian Labour Congress)」(略称CLC)傘下の労働組合に組織されている。しかし、注目すべきは、組織労働者の全体の三分の一以上に相当する三五・一%が、アメリカの国際労働組合 (international unions) に組織されている事実である。この数字は、一九六〇年代には組織労働者全体の七〇%を超えていたことを考えれば、驚くには値しない。この数字はむしろ、一九七〇年代以降のカナダ・ナショナリズムの高揚を背景とした、CLCの「労働組合のカナダ化政策」<sup>(4)</sup>の成果を物語るものである。

これに対してカナダの政治制度は、少な

くとも連邦レベルで見ると、基本的には植民地時代からの旧宗主国イギリスとの伝統的な関係を反映している。すなわち、一八六八年に自治領 (Dominion) としての独立を達成して以来、カナダは英連邦 (Commonwealth) の一員として、英女王を国家元首とするイギリス流の議院内閣制度を採用してきた。そして、カナダにおける政党政治の歴史的展開を振り返ってみると、自由党 (Liberal Party) と進歩保守党 (Progressive Conservative Party) の二大政党制が比較的早くから確立され、この二大政党による政権交代が比較的スムーズに実現されてきた。<sup>(6)</sup> さらに、連邦レベルにおける第三政党として位置する新民主党 (New Democratic Party) も、後述するように、イギリスの労働党をモデルとして組織された政党であって、新民主党とC.L.C.の関係は、基本的にはイギリスにおける労働党とT.U.C.の関係と比較されるべき相互依存関係を維持しているのである。

しかし、カナダの政治制度の基本的特徴は、むしろ前述の地域主義に基づく政治的的分権性がその骨格を形成している、と見るべきであろう。カナダは、一〇州 (Provinces) と二準州 (territories) によって構成されている連邦国家である。そして各州政府は、一八六八年憲法として位置する英領北アメリカ法 (British North American Act)<sup>(9)</sup> 第九二条において広汎な自治権が認められており、連邦政府とは相対的に自立した関係においてその政策決定を行っている。さらに、この政治的的分権性は、フランス系住民がその八〇%以上を占めるケベック州の存在によって、民族的・文化的対立をも内包する複雑な性格のものとなっている。特に最近では、一九八〇年五月のケベック州の分離独立に関する州民投票<sup>(7)</sup>、さらには一九八二年憲法の制定過程<sup>(8)</sup>における連邦政府と平原諸州政府との間における天然資源に対する課税権をめぐる紛争などに象徴されるように、カナダの政治的的分権性は連邦制度の根幹を揺るがせる複雑な政治的要素をはらんでいる。

本稿は、以上のようなカナダにおける政治的・経済的・社会的背景を前提として、カナダにおける労働組合運動の政治活動について、その歴史的展開に焦点を合わせて考察するとともに、その現在の問題点を解明することを試みるものである。

## 二、労働組合運動とその政治活動に関する歴史的展開過程

### (1) 初期労働組合運動とTLCの政治活動

イギリスの初期植民地時代におけるカナダ経済は、農林・水産業などの第一次産業にほぼ全面的に依存するものであつて、労働組合運動の担い手としての産業労働者が歴史に登場することはほとんど皆無に等しかった。それでも、一九世紀初頭には、大西洋沿岸地方を中心として若干の労働組合が組織されたとされている。しかし、記録に残された最も古い労働組合運動の歴史としては、一八二七年におけるケベック印刷工組合の組織化活動まで待たなければならぬ。

一八三〇年代に入つて、産業革命の影響がカナダにも波及するに伴い、イギリスからの熟練移民労働者の指導の下に、カナダにおける労働組合運動もようやく活発化した。一八三一年には、カナダ労働組合運動の最初の地域レベルの連合組織として、アパー・カナダ（現在のオンタリオ州）を中心とする「労働保護のための全国組合（The

「National Union for Protection of Labour」が結成され、一日一〇時間労働制の採用などを要求する運動を展開するに至った。このような熟練移民労働者を中心とするイギリス型の労働組合運動は、これ以降一八五〇年代にかけてカナダ全土に定着し、初期労働組合運動の骨格を形成した<sup>(10)</sup>。しかし、一八六〇年代に入るとアメリカの労働騎士団(Knights of Labor)などの影響が強まり、さらに一八八〇年代以降はカナダ労働組合運動に対するアメリカの国際組合の支配的影響力が次第に確立されてゆく過程が進行した<sup>(11)</sup>。

一八六八年に、カナダは自治領としてイギリス本国からの政治的独立を達成し、英領北アメリカ法の下に、当初は東部の四州による連邦国家として出発した。このカナダの連邦国家としての独立の達成は、カナダの労働組合運動にとっても一つの転機をもたらすことになった。その重要な契機となったのは、一八七二年のトロント印刷工組合のストライキであった。このストライキは、賃金引き上げとともに一日九時間労働制の確立などを要求して長期戦となり、トロント労働会議(Toronto Trade Assembly)の支援を受けた大争議に発展した。このストライキに対して、カナダ連邦政府初代首相サー・ジョン・A・マクドナルドは、一方においてストライキ指導者二四名を逮捕して争議の弾圧をはかるとともに、他方において労働組合の合法化のための立法措置として、労働組合法(Trade Union Act) および刑法改正法(Criminal Law Amendment Act)を制定した。この二つの法律は、前年のイギリスの同名の法律をほぼ踏襲する内容のものであって、労働組合を合法的存在として承認するとともに従来の刑事共謀罪の適用を廃止する画期的な立法として、その後のカナダの労働組合運動の活性化に寄与するところとなった。

この二つの法律の制定によって勢いを得た労働組合勢力は、その組織的影響力を強化・拡大するための全国的連合組織の結成を模索し、一八七三年にはトロント労働会議を中心とする統一組織として「カナダ労働組合連合

（Canadian Labour Union）」が結成された。しかしこのカナダ労働組合連合は、その組織を拡大するための努力にもかかわらず、一八七七年の恐慌を前にして、あえなく崩壊した。またその後一八八三年には、労働騎士団を中心とする「カナダ労働組合会議（Canadian Labour Congress）」が結成されたが、この組織も短期間で、前者と同じ運命を辿った。このような幾多の試練の後に、一八八六年に至ってようやく、カナダにおける最初の恒久的な全国レベルの連合組織として、「カナダ労働組合評議会（Trade and Labour Congress of Canada）」（以下、TLCと省略）が成立した。

TLCはその結成当初、極めて積極的な政治的活動方針を掲げていた。一八八九年のTLC大会は、その加盟組合に対し、「労働者階級を最も適切に代弁し得る政治的党派もしくは候補者に対して、積極的に支援すること」、を勧告した。また一八九二年には、TLCの内部に、労働者階級の政治的代弁者として「カナダ労働党（Canadian Labour Party）」を結成することについて、その是非を検討するための委員会を設置した<sup>(12)</sup>。さらに、一八九六年のTLC大会では、その綱領的宣言として、①全ての国民に対する義務教育制度の確立、②私企業に対する政府の監督権限の強化、③最低賃金制度の確立、④鉄道・通信・運河などの公益産業の国有化、⑤連邦議会における上院の廃止、⑥年少労働者の就労禁止立法の制定、⑦公的所有に対する制約の緩和、⑧労働争議に対する仲裁手続の導入などの立法要求を含む政治的活動目標を掲げていた。そしてかかる目標を達成するために積極的に選挙活動をも展開して、後に「カナダ労働組合運動の父」と呼ばれるダニエル・オドナヒューを始めとする、幾人かの労働者出身ないし労働者に同情的な議員を連邦議会・州議会に送り込んだ。さらにTLC自身の政治活動としても、連邦議会に対して労働組合としての要望書（Memorandum）を提出して、TLC幹部と連邦政府閣僚との「脱帽会議（Cap-

in-Hand Session)」を開催するという、現代に至るまで継続する労働組合の政治活動に関する重要な慣行を確立することに成功した。<sup>(13)</sup>

しかし、T L Cの積極的な政治活動方針とこれに伴う労働者階級出身議員の立法議会への進出にもかかわらず、労働者階級の政治的代弁者として独自の政治的党派を確立するという目標との関連においては、多くの成果を挙げることには至らなかった。一八七七年の総選挙において選出されたH・B・ウイトンを始めとする、数人の労働者階級出身の連邦議会議員は、独立の政治的党派の結成に至らぬままに議会活動において挫折して、その殆どの議員が既に成二大政党に吸収される道を辿った。<sup>(14)</sup> その原因として第一に、カナダにおける当時の社会主義政党ないし労働者政党が極めて未成熟な段階にあって、しかもこれらの党派が相互に分裂抗争を繰り返して、統一的な政治的基盤を形成しえなかつた事情が挙げられなければならない。さらに第二の原因としては、彼らの政治活動を支援すべき労働組合勢力自体が極めて弱体であった事実が指摘されなければならない。T L C傘下の労働組合員数は、一九〇〇年にはわずか八〇〇〇人、一九一四年に至って漸く労働力人口の約二%に相当する一〇万人を組織したに過ぎない。このような組織労働者の政治的力量不足こそが、その政治的代弁者の議会活動における挫折を導いたことは明らかである。しかしこれらに加えて、その最大の原因として、アメリカ労働組合運動の思想的影響が指摘されなければならない。

すでに述べたように、T L Cはその結成当初から、その傘下の労働組合にアメリカの国際労働組合系の組織を抱えていた。このため、「アメリカ総同盟 (American Federation of Labor) (以下A F Lと省略) の指導者であるサミュエル・ゴンパースの掲げる、「敵を罰し、味方に報いる」というスローガンに代表される政治的無党派主義 (non-



partisanism) の思想的影響は、年を追ってTLCの政治活動方針にも影響を及ぼすところとなった。特に、一九〇二年のTLC大会において、AFL系組合の圧力によって、労働騎士団および若干のカナダ独立組合が「二重組合主義 (dual unionism)」の名の下に追放されるに及んで、TLCに対するアメリカ国際組合の影響力は一段と強化された。<sup>15</sup> その必然的帰結として、一九〇六年のTLC大会は、従来の積極的政治活動方針を転換して、自らを「立法議會に人民の代表者を送り出すことに努力するいかなる政治的党派からも自由かつ独立した、組織労働者のための政治的代弁者」と自己規定することを通じて、政治的無党派主義の立場に立つことを明確に宣言するに至ったのである。

## (2) TLCと独立労働党の結成

第一次大戦の開始に伴うカナダの参戦は、カナダ労働組合運動の政治活動方針にも大きな影響を及ぼす結果になった。連邦政府は、徴兵制の導入を宣言するとともに、戦時体制の名の下に合計一四に及ぶ社会主義的ないし民族主義的急進団体に対する解散命令を発した。しかし、カナダの参戦に伴う国民の犠牲は少ないものではなかった。終戦に至るまでの間に、約六〇万人の兵士が戦場に送り出され、最終的にはその一割に相当する約六万人の戦死者を数えるに至った。さらに、大戦中の一九一四年から五年間において、物価は六六%も上昇し、各地において労働者・農民による、戦争反対・徴兵反対の運動が活発化した。このような社会的背景の下に、TLCの政治活動方針も再び積極的な方向に転換するに至った。一九一七年のTLC大会は、「われわれは、イギリス労働党が組織され

た方法と同一の方法によって、カナダにおける独立労働党の結成のために努力するとともに、イギリス労働党に加盟する労働組合と同様の目的を掲げる労働組合の存在を積極的に承認するものである」とする大会決議を採択した。この決議を受けて、同年に独立労働党 (Independent Labour Party) が結成され、「自らの労働によって生計を営む階級と、他人の労働から生ずる利益に寄生する階級を峻別して、労働者階級の政治的・経済的・社会的利益を追求するために、……選挙を通じて、労働者階級の民主主義的諸原則に従って行動する人々を連邦議会に送り込む」、ことをその目標として宣言した。<sup>(16)</sup> このTLC大会決議とその帰結としての独立労働党の結成は、第一次大戦後のカナダ労働組合運動の政治活動領域における高揚の予兆とも見るべきものであった。

第一次大戦中に、カナダ経済は戦時景気に乗って、農業国家から工業国家へとその産業構造の基盤を転換させた。しかし、大戦の終結に伴い戦時景気は後退し、大量の復員兵士を含む失業者が増大しインフレが進行するに及んで、カナダ労働組合運動は未曾有の高揚を迎えることになった。特に、ロシア革命の成功によって刺激を受けた戦闘的労働者グループは、西部カナダを中心として約五万人の労働者を擁する「一大組合 (One Big Union)」(以下OBU) を組織して、ボルシェビキ型の労働組合運動を宣言した。一九一九年五月、ウイニペグのOBUに所属する労働者を中心として開始されたストライキは、短期間の中に三万人を超える労働者を巻き込んで、カナダ労働組合運動史上最初のゼネラル・ストライキに発展した。連邦政府は、軍隊および連邦警察を動員して弾圧を加えることによつて、この四〇日に及ぶゼネラル・ストライキを結果的には労働組合側の敗北に終わらせた。<sup>(17)</sup> そして、ウイニペグ・ストライキの指導的役割を演じたOBUも、一九二三年には衰退して消滅する運命を辿った。しかし、このような連邦政府のストライキに対する弾圧政策は、その後のTLCを中心とする労働組合勢力の政治活動を活性化させる

効果をもたらすものとなった。

一九一九年のオンタリオ州議会選挙では、一一名の労働者代表と四四名の農民代表が選出され、E・C・ドローリーが率いる少数労働同盟政府が成立した。また、翌一九二〇年のマニトバ州議会選挙では、獄中から立候補した五名のウイニペグ・ストライキの指導者を含む一一名の独立労働党員が当選した。さらに、一九二一年の連邦議会選挙でも、フェビアン協会派の社会主義者であるJ・S・ウッズワースとW・アーウィンが議席を獲得して、連邦議会内部の同調者とともに「革新派グループ (Ginger Group)」を結成して、独自の政治活動を展開するに至った。そして、このような労働者代表議員の進出を背景として、オンタリオ州では家族手当法の制定や労災補償法の改正などが実現され、また連邦議会においても老齢年金法などの一連の改革立法が制定された。

しかし、この戦後の混乱期を背景としたカナダ労働組合運動の高揚は、長く持続することはなかった。戦後不況からのカナダ経済の立ち直りと、これに伴うマッケンジー・キングの自由党政府による労働組合に対する融和政策があいまって、戦後の労働組合運動の高揚を背景とする社会改革の時代は終焉を迎えた。さらに、一九二三年のオンタリオ州労働同盟政府の瓦解に象徴される、労働者と農民代表の利害対立の顕在化は、TLCの積極的な政治活動方針に対して大きな打撃を与える結果となった。TLCは、一九二三年に、オンタリオ州選挙の敗北を契機として独立労働党に対する支持決議を撤回し、再び政治的無党派主義の立場に復帰した。その必然的帰結として、重要な政治的支持基盤を喪失した独立労働党は、一九二七年には実質的に消滅する運命を辿ったのである。

### (3) 協同連邦党の結成とその挫折

一九二九年に始まる世界恐慌の進展は、脆弱なカナダ経済に対して極めて深刻な打撃をもたらした。第一次大戦後に急増した都市部の労働者階級は、その二三%が失業を余儀なくされ、かろうじて失業を免れた労働者も大幅な賃金低下による生活苦にあえいでいた。恐慌による経済的打撃は、都市労働者のみならず西部平原諸州の小麦生産農民をも襲った。小麦の需要減少と輸出不振による価格の暴落は、農民の生活基盤を崩壊させ、西部平原諸州政府の財政危機をも顕在化させるに至った。

このような世界恐慌の嵐の中で、従来から分裂抗争を繰り返してきたカナダの社会主義政党や労働者政党の間に、統一の気運が盛り上がった。一九三二年、主として西部平原諸州を活動基盤とする社会主義政党および労働者政党は、アルバータ農民連合 (United Farmers' of Alberta) をはじめとする西部農民組織と協力して、統一的政治党派の結成のための準備活動を開始した。翌一九三三年、彼らはサスカチュワン州のレジャイナにおいて新党結成大会を開催して、新党の名称を「協同連邦党 (Cooperative Commonwealth Federation)」と決定し、その初代党首に J・S・ウッズワースを選出した。そして、協同連邦党の綱領的宣言として、「資本主義を廃絶し、将来におけるカナダ協同連邦政府を樹立するために、あらゆる社会化計画を積極的に推進する」という、社会主義的政策目標を掲げるレジャイナ宣言が採択された。<sup>(18)</sup> このレジャイナ宣言に盛り込まれた協同連邦党の政策目標の眼目は、生産手段の社会化と基幹産業部門の国有化を通じての、社会主義的計画経済の実現に置かれていた。さらに加えて、連邦レベルにおける統一労働法典の制定、農業生産の保護と農民の所得保障政策の確立、社会福祉政策の拡充など、一四項

目の政策目標が掲げられていた。特に注目されるのは、従来の社会主義政党・労働者政党が伝統的に軽視してきた、農業保護政策を積極的に打ち出した点にある。これは、協同連邦党内部における農民組織の比重の大きさを反映するものであった。

しかし、協同連邦党に対する労働組合の反応は、当初は極めて消極的なものであった。TLCは、協同連邦党からの度重なる支援要請にもかかわらず、政治的無党派主義を理由にこれを拒否し続けた。協同連邦党の要請に対して積極的の反応を示したのは、一九〇二年にTLCを追放された労働組合勢力が組織した、少数派の「全カナダ労働会議（All Canadian Congress of Labour）」（以下、ACCL）の議長A・R・モシャール一人に過ぎず、しかも彼の場合ですら個人としての資格においてレジャイナ大会に参加するに止まった。この結果、協同連邦党と労働組合との組織的な関係は、一九三八年に鉱山労働組合（UMW）第二六支部が協同連邦党に団体加盟を決議するまで、全く存在しなかったのである。<sup>(19)</sup>

しかし、アメリカにおけるAFLの分裂とこれに伴う「産業別労働組合会議（Congress of Industrial Organization）」（以下、CIOと省略）の結成は、カナダの労働組合運動にも重大な波及的效果をもたらした。協同連邦党に対する労働組合の積極的関与をもたらす重要な転機となった。すなわち、一九三九年にTLCは、AFLの直接的圧力の下に、CIO系の労働組合をTLCから追放した。その結果、TLCから追放されたCIO系の労働組合は、ACCLと協力して、一九四一年に「カナダ労働会議（Canadian Congress of Labour）」（略称、CCL）を結成した。CCLは、その結成大会において積極的な政治活動方針を掲げて、「協同連邦党を、カナダにおける労働組合のポリティカル・アームとして位置づけるとともに、全ての加盟組合に対して協同連邦党に団体加盟すること」、を呼

第2表・協同連邦党時代の連邦議会総選挙結果

選挙実施年度	協同連邦党	自由党	進歩保守党	その他
1935年	7	171	39	17
1940年	8	178	39	10
1945年	28	125	67	13
1949年	13	190	42	10
1953年	23	171	50	15
1957年	25	103	110	19
1958年	8	49	208	0

\*資料出所——R.U.Miller & F.Isbester, "Canadian Labour in Transition",  
p. 211.

び掛ける大会決議を採択した。このCCLによる支持決議によって、協同連邦党は初めて、労働組合勢力との間に組織的協力関係を確立し、その政治的影響力を組織労働者の間に拡大することが可能となった。この結果、協同連邦党に対する労働組合の団体加盟は、TLC系の組合の一部をも巻き込んで飛躍的に増加した。そして一九四四年には、労働組合の団体加盟は約一〇〇組合五万人に達し、協同連邦党の政治的躍進の原動力となった。第2表は、一九三五年から一九五八年までの間における、連邦議会の総選挙結果である。これによって明らかのように、協同連邦党は、結成以降しばらく低迷を続けていたが、一九四五年以降、連邦議会における政治勢力として飛躍的に前進して、自由党・進歩保守党の既成二大政党に続く第三党としての地位を確立するに至ったのである。

さらに、協同連邦党は、州レベルの選挙においても躍進を遂げた。一九四四年には、サスカチュワン州選挙において、五五議席中の五〇議席を獲得するという圧倒的勝利をおさめ、T・C・ダグラスが率いる協同連邦党州政権が樹立された。この協同連邦党

州政府は、一九六四年に敗北するまで二〇年以上にわたって政権を維持し、北米における最初の社会主義政権として注目される存在となった。

しかし、協同連邦党の政治的成功は長く続かなかつた。一九五〇年代に入つて、協同連邦党の内部における社会主義者グループと労働組合勢力との間に極めて深刻な対立が派生し、その政治的基盤を弱体化させる結果となつた。この協同連邦党の内部対立は、第二次大戦後のアメリカの対外政策、特に米軍の朝鮮戦争介入とNATO結成に対する評価をめぐる思想的・政治的対立、がその直接的な契機となつて顕在化した。そして協同連邦党の政治姿勢に対するアメリカ国際組合の不满が表面化するに及んで、多くの労働組合が協同連邦党から脱退し、一九五七年には労働組合の団体加盟は四四組合二万六千人にまで激減した。その必然的帰結として、一九五八年の連邦議会の総選挙では、協同連邦党はわずか八議席にまで転落し、政治的存立の危機にみまわれたのである。

#### (4) 新民主党の結成と労働組合主義

一九五五年のアメリカにおけるAFLとCIOの合同は、カナダの労働組合運動にも合同の気運をもたらし、翌一九五六年には、TLCとCCLの組織的合流が実現した。新たに成立した統一的連合組織は、その名称を「カナダ労働総同盟 (Canadian Labour Congress)」(以下、CLCと省略)と決定した。この結果、CLCは、組織労働者の七〇%以上にあたる約九六万人の組合員をその傘下に擁する、統一的なナショナル・センターとして、これ以降次第にその影響力を増大させてゆくことになった。

TLCとCCLの合同に際して最も困難な問題は、両者の間における政治活動方針の相違をいかに調整するかにある、といわれていた。しかし合同を前にして、厳格な政治的無党派主義者であるTLC議長P・ベンゴーが引退し、政治活動にも柔軟な姿勢を示すC・ジヨドワンが選出された結果、両者の間に存在した主要な障害は取り除かれた。この結果、CCLはその結成大会において、「われわれは、その基本的な目標を達成するために、適切と判断する政治活動を将来にわたって積極的に展開する」、という政治活動宣言を採択した。そして、このような政治活動方針を推進するために、CCL内部に、新たに「政治教育委員会 (Political Education Committee)」を設置して、組合員に対する政治教育活動を展開するとともに、労働組合としての政治活動資金をその傘下の組合員から徴収することを決定したのである。

しかし、このような積極的な政治活動方針を採択したCCLにとって、一九五八年の連邦総選挙における協同連邦党の敗北は、極めて衝撃的であった。CCLは、同年のウイニペグ大会において、「カナダにおける社会改革の必要性を認める、労働者・農民および自由主義的知識人も含む、広汎な勢力に依拠する……新しい政治勢力の基本的再編成を図らなければならない」、とする大会宣言を採択した。<sup>(20)</sup>このCCLによる事実上の新党結成のための呼び掛けに応じて、協同連邦党も、同年のモントリオール大会において新党結成の必要性を確認し、CCLと協力して、「新党結成のための全国委員会 (National Committee for the New Party)」を発足させた。

一九六一年、カナダの首都オタワにおいて、新党結成大会が開催された。新党結成大会には、一八〇一名の代表員が出席したがその内訳は、労働組合代表六三二名、旧協同連邦党員七一〇名、新規加入党員である新党クラブの代表三一八名、などによって構成されていた。しかし、旧協同連邦党時代の主要な構成員であった西部農民組織は、



新党が労働組合勢力によって支配されていることを理由として、消極的対応を示したことが注目された。大会はまず、新党党首にサスカチュワン州政府首相の T・C・ダグラスを選出した。大会における論議のハイライトは、新党の名称問題であった。大会代議員は、社会民主党 (Social Democratic Party) 支持派と新民主党 (New Democratic Party) 支持派に完全に二分され、最終的には七八四票対七四三票という僅少差によって後者が勝利を収めた。

この新党名称問題をめぐる対立の背景には、基幹産業の国有化政策を中心とする社会主義的経済政策の推進を掲げる旧協同連邦党系の社会主義者と、自由主義者をも含む広汎な支持基盤に依拠する柔軟な政策的対応を主張する労働組合主義者の対立があり、最終投票において後者が勝利を収めたことを意味していた。

このような新党内部における思想的・政治的対立は、新党綱領をめぐる論議にも反映された。経済政策については、基幹産業の国有化政策よりも、産業投資に対する規制政策や完全雇用の実現のための政策に重点を置く主張が採択された。また、外交政策についても、NATOからの脱退や中立主義を主張する社会主義者の提案は否決され、わずかに NORAD からの脱退と、カナダ国内における核兵器貯蔵禁止決議が採択されたに止まった。以上において明らかのように、新民主党は、協同連邦党とは基本的な性格を異にする、CLC を中心とする労働組合勢力主導型の労働者政党として、新たな出発を開始したのである。<sup>(21)</sup>

### (5) ワッフル・グループの台頭とその挫折

新民主党の創立大会では、労働組合主義者の優位が確立されたものの、その優位は完全なものではなかった。そ

の結果、一九六九年の新民民主党大会では、アメリカのニュー・レフトの影響を受けた「ワッフル・グループ (Waffle Group)」の挑戦によって、労働組合主義者の優位は根底から揺るがされることになった。<sup>(22)</sup>

M・ワトキンスらに率いられる新民民主党の若手グループは、同年春に、「カナダにおける独立社会主義建設のための宣言 (Manifesto for an Independent Socialist Canada)」という綱領的文書を公表してその思想的立場を明らかにした。彼らの主張は、第一に、ベトナム侵略戦争反対およびNATO・OASから脱退に象徴される、アメリカの帝国主義的外交政策との対決にあった。そして第二の主張は、協同連邦党時代のレジヤイナ宣言への復帰に象徴される社会主義の復権と、基幹産業の国有化によるアメリカの多国籍企業のカナダからの締め出しを主眼とする、社会主義的経済政策の確立にあった。このワッフル・グループの左翼ナショナリズムの主張は、一九六九年の新民民主党大会において、予想以上の支持と共感呼び起こした。そして従来の党大会では、慣行的に否決されてきたNATO脱退決議をはじめとして、基幹産業の国有化や外資規制政策など、彼らの主張のほとんどが採択され、彼らの主張で否決されたのは、ラテン・アメリカ解放運動に対する支持決議が唯一の例外として存在したのみであった。そしてワッフル・グループは、新民民主党内の二五名の執行委員 (councillors) の中の七名を占めて、党内における思想的影響力を確立するとともに、新民民主党の若返りとその左旋回の原因力となった。このワッフル・グループに代表される党内左派ナショナリズムの台頭は、新民民主党の選挙活動にも活力を付与し、党の躍進と活性化を導き出した。第3表は、新民民主党結成後の連邦議会の総選挙結果を示すものである。この表において明らかのように、新党結成後しばらく低迷が続いていた新民民主党は、一九七二年の総選挙において、これまでの最高議席である三一議席を獲得した。そして、少数与党である自由党政府の下でキャスティング・ボートを握り、老齢年金や減税政策と

第3表・新民主党結成後の連邦議会総選挙結果

選挙実施年度	新民主党	自由党	進歩保守党	その他
1962年	19	100	116	0
1963年	17	129	131	13
1965年	21	131	97	9
1968年	23	154	72	14
1972年	31	109	107	15
1974年	16	141	95	11
1979年	26	114	136	6
1980年	32	146	103	0
1984年	30	40	211	0

\*資料出所——外務省アメリカ局監修「世界各国便覧叢書カナダ」26頁に、その後の選挙結果を追加して作成。

らには石油の二重価格制の導入など、幾つかの重要な政策決定を推進する役割を演じた。

また、新民主党は連邦レベルのみならず、州レベルの選挙においても躍進を遂げた。まず、一九六九年のマニトバ州選挙において初めて勝利を収め、三三才の若手政治家E・シュライヤーが率いる新民主党政府が誕生した。また、一九七一年には、サスカチュワン州選挙でも勝利して、一九六四年に失った協同連邦党以来の伝統ある州政権を、A・ブレイクニーが引き継いだ。続いて、一九七二年には、ブリティッシュ・コロンビア州選挙でも勝利を収め、著名なワッフル・グループの一員でもあるD・バレットが新民主党政府を組織した。この結果、新民主党は、一挙に一〇州中の三州における政権党として、脚光を浴びるに至ったのである。

しかし、一九七一年の新民主大会は、ワッフル・グループの台頭に対する労働組合主義者の危機意識が顕在化する重要な契機となった。この大会では、T・C・ダグラスの

引退に伴う党首の交代が争点となり、最終投票において主流派の推すD・ルイスが選出された。しかし、ワッフルグループの推すJ・ラクサーが対抗馬として善戦したことが、労働組合勢力の危機感を煽った。さらに、ワッフルグループの労働組合への浸透に対する、アメリカ国際組合の反発がこれに重なった。この結果、一九七二年のオンタリオ州大会を皮切りに、ワッフルグループ追放の組織的キャンペーンが開始され、アメリカ国際組合を中心とする労働組合勢力の圧力の下にまたたくまに党内を席卷した。このため、ワトキンスをはじめとする多くのワッフルは新民主党からの離脱を余儀なくされ、「カナダ独立社会主義建設のための運動 (The Movement for an Independent Socialist Canada)」(以下、MISCと省略)の結成に走った。しかし、MISCの活動は政治的には失敗し、翌一九七三年には事実上解体して、新民主党における「ワッフルの季節」は終わりを遂げた。

しかし、この新民主党内部の対立抗争と左派ナショナリストの追放は、党のイメージ・ダウンを印象づけるとともに、若い世代の選挙民を失望させた。特に、その後の新民主党の自由党への接近による右旋回が、このような印象に拍車をかけた。一九七四年の連邦議会選挙は、新民主党にとって前回獲得議席の約半数を失ったのみならず、党首であるD・ルイスまで落選するという、無残な結果に終わったのである。

この一九七四年の連邦議会選挙における敗北は、新民主党内部の混乱状態を一層深刻な事態に導いた。翌一九七五年の新民主党大会は、D・ルイスに代わる新党首にE・ブロードベントを選出した。しかし、党内の一部グループが、自由党政府の前閣僚であるE・キーランスに党首選挙出馬を要請した事件に象徴されるように、党内に混乱と不協和音を生じさせた<sup>(23)</sup>。このような新民主党内部の混乱の背景には、後述のように、第一次石油ショックによるインフレーションの進展を前にして、進歩保守党が賃金物価統制計画の導入を公約したことに危機意識を感じた一

部の労働組合勢力が、自由党に接近する姿勢を示したことに起因している。一九七四年の総選挙における敗北は、労働組合勢力との協調関係をその政治的基盤とする新民党にとって、結党以来最大の危機に直面させる結果を導いた、といえよう。

### （6）賃金物価統制計画の導入

一九七三年に始まる第一次石油ショックは、カナダ経済にも二桁に上るインフレーションを顕在化させ、国民生活にも極めて深刻な影響を及ぼすところとなった。このためカナダ連邦政府は、一九七五年一〇月にインフレーション抑制政策の一環として、「賃金物価統制計画（Wage Price Control Program）」<sup>(24)</sup>を、三年間の時限立法として導入することを宣言した。この賃金物価統制計画の内容は、物価上昇率を最高八％に抑制することを目標として、賃金・利潤などについてもガイド・ラインを設定し、これを「インフレーション抑制委員会（Anti Inflation Board）」の規制の下に置くものであった。特に、賃金の引き上げについては、単年度最高一二％に制限することが予定されており、労働組合側の団体交渉機能を事実上制約する内容を含んでいた。この賃金物価統制計画は、一九七四年の総選挙に際して進歩保守党がその導入を示唆したものであって、自由党はむしろこれに反対する姿勢を明らかにしていた。それゆえ、自由党に接近する姿勢を強めていた労働組合勢力は、この自由党政府の選挙公約違反に激しく反応した。翌一九七六年のCLC大会でCLC議長J・モリスは、この連邦政府の賃金物価統制計画の導入について、「自由党政府によるカナダの歴史上最大の政治的裏切り行為であることは明らかである。われわれ労働者階級は、

自由党も進歩保守党と同様に、ともに頼むべき政党でないことをここに再確認しなければならない」、と激しい口調で非難した。<sup>(25)</sup>そして同年一〇月には、カナダ労働運動史上初めての、一〇〇万人の労働者が参加する全国一斉の一日抗議ストライキを組織して、自由党政府の賃金統制政策に対決する姿勢を明確に打ち出したのである。

このような背景の下に、新民主党とC L Cに代表される労働組合勢力は、再び緊密な関係を取り戻した。一九七八年のC L C大会は、新民主党に対する組織を挙げての支援活動を行う旨を決議して、「われわれは、新民主党の結成に際して支援した努力を、いまや二倍にして尽力しなければならない。まず第一に、C L C傘下の労働組合に対して、全国レベルにおいては政治教育委員会を通じてまた選挙区レベルでは各地区組織を通じての、新民主党に対する財政的支援活動が要請される。加えて第二に、あらゆるレベルでの組合活動家に対して、法律によって禁止されていない限りでその時間と労力の全てを、労働者階級の政治的同盟者である新民主党の選挙活動に傾注することが要請される。……われわれは、労働者階級の究極的政治目標としての社会民主主義政府の樹立のために、次の連邦議会選挙においてより多くの新民主党議員を議会に送り込む努力を尽くさなければならない」というステートメントを発表した。<sup>(26)</sup>そして、この大会において、J・モリスに代わってC L C議長に就任したD・マクダーモットは、加盟組合に対して新民主党を支援する「職場選挙運動(On the Job Canvass Campaign)」を組織することを呼び掛けるとともに、自らも全国的キャンペーンの先頭に立つことを宣言した。このような労働組合勢力の全面的支援のもとで行われた一九七九年および一九八〇年の連邦議会選挙結果は、前掲第3表の通りである。新民主党は一九七九年選挙において、一九七四年に失った議席をほぼ回復する成果を挙げた。さらに、一九八〇年選挙では、三二議席・得票率一九・八%という、協同連邦党以来の史上最高の成果を獲得した。一九八〇年の「ワッフルの季節

以後では最も左翼的色彩の濃い」と評されたCLC大会では、最近二回の選挙結果について、新民主党に対する組織労働者の支援活動の勝利として評価した。しかし、CLCの全力を挙げての選挙支援活動にもかかわらず、新民主党が依然として第三党に止まった事実を深刻に受け止めて、「政治的には完全な成功とはいえず、われわれの政治的目標に到達するための道程は依然として遠い」、<sup>27</sup>ことをも自認せざるを得なかった。

一九八二年、連邦政府は第二次石油ショックによる再び二桁に上るインフレの進行を前に、第二次賃金物価統制計画として、公務分野における賃金を五％～六％に抑制する二年間の時限立法を制定した。しかし、今回の賃金物価統制計画に対するCLCの反応は、必ずしも前回程の迫力はなかった。その背景には、今回の賃金統制が公務分野に限定されていたことに加えて、連邦財政の膨大な赤字問題と、二桁に上る失業率の顕在化が介在していたことはいうまでもない。

一九八四年、P・E・トリュドー首相が引退して、長期にわたる連邦レベルでの自由党政権時代は終わりを告げた。そして、一九八四年の連邦総選挙においては、進歩保守党が文字通り「地滑り的大勝利」を収め、自由党はわずか四〇議席にまで転落した。これは、ケベック独立問題や新憲法の制定に象徴される、トリュドー首相の政治的指導力による「政治の時代」が終息し、新たに浮上してきた失業問題や財政赤字問題などに対処すべき「経済の時代」に突入したことを意味している。この一九八四年総選挙において、新民主党はその厳しい事前予想にもかかわらず、結果的には二議席減少という最小限度の後退に止まった。いまや完全に労働組合主導型の政党に脱皮した新民主党が、その目標とする既成二大政党に比肩しうる政治勢力となりうるか否か、その予測は相変わらず不鮮明かつ困難なままである。進歩保守党の圧勝に見られるように、カナダにおいても他の先進資本主義国と同様に、保守

主義への政治的基軸の転換が顕著である。新民主党にとって、その支持基盤とする労働組合勢力とともに、従来にも増して厳しい時代環境を迎えている、と見るべきであろう。

### 三、労働組合と新民主党

#### (1) 労働組合と新民主党の組織的提携関係

一九六一年、新民主党の結成に際してC L C議長C・ジョドワンは、「C L Cの任務は、新党の誕生に向けて努力することにあり、誕生後のわれわれと新党の関係は同情ある独立の関係、つまりイギリスにおけるT U Cと労働党の関係に類似するものとなるだろう」、と説明した。<sup>(28)</sup> このジョドワンの言によって明らかのように、新民主党は、イギリスの労働党をモデルとした、労働組合主導型の労働者政党として位置づけることができる。新民主党は、協同連邦党が労働組合との提携関係を確立し得ずに、急進的な農民団体などを中心とする社会民主主義政党として出発したことに比較すると、極めて対照的な出発点に立ったといえよう。そして新民主党は、特にワッフルの季節終息以後、その労働組合依存型の体質を強めつつある。新民主党と労働組合の緊密な提携関係については、以下に示すのは一九七四年までの資料であるが、<sup>(29)</sup> 新民主党の黨員構成とその財政基盤を通じて明らかにすることができる。

新民主党は、イギリス労働党と同じく、個人加盟の他に労働組合の団体加盟を認めている。新民主党規約によれ



ば、労働組合の団体加盟手続は、地方組合 (local union) 毎にその大会決議により、決定することになっている。組合大会で党加盟が決定された場合、組合員は一ヵ月一〇セントの党費を組合費と一緒に徴収される。しかし、新民主党に対する加入を望まない組合員は、その意思を表示することによって党費納入を拒否 (contract out) することが認められている。一九七四年度における新民主党の党員数は、合計三四万八〇〇〇人と報告されているが、個人党員は七万三〇〇〇人に過ぎず、労働組合の団体加盟は約八〇〇組合・二七万五〇〇〇人に及んでいる。この数字は、カナダの組織労働者全体の約一％に相当する。次に、一九七二年度の新民主党の党費の納入状態を見ると、個人党員からの納入分は約一万二〇〇〇ドルであるのに対して、労働組合党員からのそれは約九万ドルに達している。これに加えて、労働組合の政治教育委員会から別途二〇万ドルが政治活動資金として献金されている。その結果、新民主党の年間総支出三六万五〇〇〇ドルの大部分は、労働組合からの党費ないし献金によって賄われていることが明らかになる。<sup>30)</sup>

新民主党規約は、このような労働組合の組織および財政面からの支配的影響力に対する個人党員の反発を考慮して、労働組合党員の権利に二つの制約を加えている。一つは、連邦党大会における代議員の選出方式である。すなわち、個人党員については五〇名について一名の割合で代議員の選出が認められるのに対して、労働組合党員については一〇〇名について一名の割合に制限されている。他の一つは、イギリス労働党と異なり、組合員党員の投票権を一括して行使するいわゆるブロック投票を認めないことにある。しかし、このような党規約上の制約にもかかわらず、労働組合勢力の党内影響力が依然として強大であることは、否定しがたい事実である。

さらに、労働組合の党内影響力との関連で注目されるのは、アメリカの国際組合の動向である。従来、アメリカ

の国際組合は、AFL/CIOの政治的無党派主義の下で、政党加盟に対して消極的な態度を採っており、組合規約において政党加盟を禁止する組合も多数存在した。しかし、一九七〇年代におけるCLCの「労働組合のカナダ化政策」の進展によって、状況は変化した。とくに一九七四年、CLCはその規約を改正して、国際組合のカナダ支部の自治権を強化し、アメリカの親組合がカナダの組合支部の政治的活動に対して介入することを禁止する原則を確立した。このため、多くの国際組合が組合規約を改正し、あるいはカナダ支部の政治活動を承認する決定を行うことによって、新民主党への加盟の道を拓いた。<sup>(31)</sup>現在、新民主党内における国際組合の比重いかにについての明確な数字は明らかにされていないが、一九七五年にアメリカ鉄鋼労働組合(USWA)とアメリカ自動車労働組合(UAW)の二大組合が新民主党に加盟した結果、その比重は相当に高まったといわれている。一九七五年の新民主党大会において、アメリカ国際組合出身のCLC議長J・モリスは、「多くの労働組合指導者は、カナダ・ナショナリズムの推進政策が、多国籍企業の発展によって生み出された問題の唯一の解決方法ではないと考えている」と指摘して、新民主党の国有化政策の行き過ぎに警告を發した。<sup>(32)</sup>それゆえ、アメリカ多国籍企業のカナダ経済に対する支配的影響力の抑制を主張する新民主党にとって、アメリカ国際組合の新民主党加盟による圧力は、その政策選択における最大の政治的ダイレンマの一つになっている。

新民主党はその結成以来、労働組合政党というイメージを払拭し、自由主義者をも含む広汎な支持基盤に立脚する民主主義的大衆政党への脱皮の道を追求してきた。このため、新民主党規約はその入党資格を、①カナダに居住すること、②満一四歳以上であること、③他の政党の党員ないし支持者でないこと、の三条件のみに限定している。<sup>(33)</sup>さらに、各選挙区組織に所属する個人党員に対して独自の活動を保障するために、その選挙区組織に対する手厚い

第4表・連邦議会総選挙における労働者の投票行動（1968～1974年）

労働者	選挙実施年度	新民主党	自由党	進歩保守党 (%)
組合員	1968年	27	46	22
	1972年	25	32	33
	1974年	22	44	27
非組合員	1968年	13	47	33
	1972年	14	41	36
	1974年	13	43	39

\*資料出所——“Canadian Annual Review of Politics and Public Affairs”,  
p. 70.

財政的措置をも認めている。しかし、このような努力にもかかわらず、新民主党内の個人党員の増加は、一九六七年から一九七四年までの間に約三〇〇〇人、わずか四％程度の増加率に止まっている。これに対して、労働組合党員は約三万人・一二％以上の増加率を記録している。この結果、新民主党の党員構成は、以前にも増して労働組合党員の側に比重が増してゆく傾向が続いているのである。

さらに、労働組合党員の増加率も、決して手放しで評価される数字ではない。確かに、労働組合党員はその実数においては、着実に増加している。しかし、組織労働者全体に占める新民主党党員の比率は、一九六四年の一四・六％から、一九六七年には一三・二％、一九七四年には一一・〇％と、年を追って低下する傾向を示している。これは、CLCの積極的加盟推進政策にもかかわらず、労働組合の新民主党加盟率が、組織労働者の増加率を下回る程度のものであることを物語っている。さらに重大な問題は、未組織労働者のみならず労働組合員においてさえ、新民主党に対する支持率が低調であり最近ではむしろ下降傾向さえ現れている点にある。第4表は、一九六八年から一九七四年までの連邦議会選挙における、未組織労働

働者および労働組合員の投票行動を比較した調査結果を示している。この表において明らかのように、非組合員である一般労働者の大多数は、既成二大政党に投票しており、新民主党を支持するものはわずか一三%―一四%に過ぎない。さらに、労働組合員ですら既成二大政党の政治的引力に吸引される傾向が顕著であり、新民主党に対する支持率は、進歩保守党に対するそれと同程度であるに過ぎない。このように労働者階級の内部においてさえ、新民主党に対する支持率が低調であることの原因として、従来からいくつかの事実が指摘がなされてきた。第一は、カナダの労働者階級はアメリカのそれと同じく、ヨーロッパ諸国におけるような政治的レベルにおける階級意識が希薄であり、新民主党を自らの政治的代弁者として認知する態度をとっていない事実である。第二は、CLCが極めて緩やかな連合体であるために、その傘下の労働組合の政治活動に対する実質的なコントロール権限を持っていない事実である。そして第三に、カナダの労働組合勢力にとって、新民主党との関係のみが政府の政策決定過程に関与する唯一・不可欠のチャンネルではなかった、という歴史的事実が指摘されなければならない。すなわち、CLCは、後述のように、自由党のみならず進歩保守党との間においてさえ、圧力団体として培ってきた政治的なチャンネルを通じて一定の政治的影響力を行使してきたのである。

しかし、一九七五年の自由党政府の物価・賃金統制政策の導入以降、この労働組合勢力と既成二大政党との水面下の提携関係は、事実上破綻をきたしている。そしてCLCは、一九七九年・一九八〇年の総選挙では、「職場選挙運動」を組織して、個々の組合員に対して新民主党への投票依頼を組織化する戦略を展開した。<sup>(34)</sup>しかし、このような運動を通じてカナダの労働者階級の政治的自覚を促し、その圧力を通じて新民主党の政治的浮揚を図るといふCLCの政治的戦略が、新民主党を最終的に政権政党にまで育成するという究極的目標に到達するか否か、現在の

段階ではいまだ明らかではないと言うべきであろう。

## （2） 新民主党政権と労働組合

カナダの政治制度の基本的特徴の一つは、すでに指摘したように、その地方分権性にある。新民主党のみならず、既成二大政党をも含めて、各政党の組織的体質および地域的支持基盤の構造にもカナダ特有の政治的・地方分権性の影響が及んでいる。第5表は、一九八〇年の連邦総選挙結果をもとに、その各政党別の議席配分を各州毎に表示したものである。ここにおいて明らかのように、新民主党の獲得議席は、オンタリオ州以西の諸州に偏在しており、ケベック州以東の諸州では一議席も獲得していない。この意味では、新民主党は極端なまでに西部諸州偏重型の政党と見ることができ、これに対して自由党は、その獲得議席が東部諸州に偏っており、特にケベック州では一議席を除く全議席を獲得している反面、西部諸州ではほとんど支持を得ていない。さらに進歩保守党は、他の二政党と比較すると一見全国型的支持基盤を持っているように見えるが、実質的にはオンタリオ以西の諸州の議席が八割を超えており、本来は新民主党と競合する支持基盤に立っている。そして、一九八四年の総選挙での進歩保守党の「地滑りの勝利」は、従来の自由党の支持基盤であったケベック州で圧倒的支持を得たことがその直接的原因となっており、西部諸州の新民主党の支持基盤は基本的に変化していない。以下において、カナダにおけるこの政党の地域主義的性格という基本的特徴を、新民主党の組織構造から見えてゆくことにする。

連邦レベルの新民主党は、広汎な自治権を保有する州レベルの新民主党組織の上に成立した政治的連合組織とし

第5表・1980年度連邦議会総選挙結果における議席の地域別分布状況

州名	新民主党	自由党	進保守党	歩党	合計
ニューファウンドランド	0	5	2		7
プリンス・エドワード・アイランド	0	2	2		4
ニュー・ブランズウィック	0	7	3		10
ノバ・スコシア	0	5	6		11
ケベック	0	73	1		74
オンタリオ	5	52	38		95
マニトバ	7	2	5		14
サスカチュワン	7	0	7		14
アルバータ	0	0	21		21
ブリティッシュ・コロンビア	12	0	16		28
二準州	1	0	2		3
合計	32	146	103		281

\*資料出所——'The Whig Standard' (Kingston), Feb. 23, 1980, p. 2.

第6表・新民主党加盟労働組合の地域別分布 (1967年)

地域名	組合員数	新民主党加盟組合員数	%
大西洋沿岸4州	120,707	17,157	14.2
ケベック州	569,430	9,936	1.7
オンタリオ州	721,581	198,882	27.6
平原3州	198,151	9,275	4.7
B・C州	240,228	19,157	8.0
合計	1,850,097	254,407	13.2

\*資料出所——R.U.Miller & F.Isbester, "Canadian Labour in Transition", p. 225.

での位置づけが可能である。州党組織の権限の強さは、党費の配分政策に現れている。すなわち、新民主党の財政の基盤である党費の半分は州党組織が留保しており、残りの半分が連邦党組織とそこから配分される組合組織ないし選挙区組織に委ねられている。<sup>(35)</sup> また、州党組織は、それぞれの地域的特殊性を反映する多様な性格を持っており、党組織と労働組合の関係も各州毎に異なっている。

第6表は、少し古いが一九六七年における新民主党加盟の労働組合員数の地域的分布状態を示すものである。

これによって明らかのように、その加盟状態は各州毎に極端な隔たりを示している。この中でも特に注目すべきは、ケベック州の極端な低加盟率である。この低加盟率の背景には、他のイギリス系諸州には見られない、ケベック州の特異な労働組合の分裂状況がある。すなわちケベック州では、州レベルの連合組織として、CLC系のケベック労働組合連合(QFL)のみならず、全国労働組合連合(CSN)、ケベック教員労働連合(CEQ)、民主主義労働組合連合(CSD)などに分裂している。その最大組織であるCSNは、一九六一年には、新民主党結成大会に代表を送り込んでこれを支持する態度を示していた。しかしその後、ケベック独立問題に対する新民主党の方針を不満として、現在ではケベック分離独立を主張するケベック党(Parti Québécois)支持を明確に宣言するに至っている。さらに、CLC傘下のQFLでさえ、一九八〇年の州民投票に際しては、ケベック分離独立を支持する態度を表明して、新民主党の方針に対立している。<sup>(36)</sup> いわば、ケベック州における新民主党と労働組合の関係をめぐる状況は、カナダ建国以来の最大の政治的課題である、イギリス系とフランス系の民族的対立関係を背景としてのみ理解可能な状況にある。一九八〇年のCLC大会では、QFLの前記のような方針を考慮して、ケベック独立問題の討議を禁止する措置により、かろうじて労働組合内部の対立の表面化を回避した。<sup>(37)</sup> この意味では、新民主党のみな

らずCLCも、ケベック州の労働組合運動に対する政治的指導力を失っていると見るべきであろう。

次に注目すべきは、新民党の主要な支持基盤である西部諸州の労働組合の低加盟率である。これはケベック州ほど低率ではないとしても、アルバータ州を除く三州において新民党州政権が樹立されたことを考慮に入れると、驚くべき低加盟率である。これは、とくにサスカチュワン州とマニトバ州の二州の新民党州政権が、必ずしも労働組合勢力の支持によって成立したものではなく、むしろ協同連邦党以来の小麦生産農民の支持によって成立した事情を明らかにしている。それゆえ、この「農民主義 (Agrarian Socialism)」<sup>(38)</sup>の伝統的支持基盤を背景として成立したこれらの州政権は、労働組合勢力の圧力から比較的自由であり、独自の社会福祉政策・農業保護政策を推進することによって、その政権基盤を維持してきたと見るべきである。

しかし、一九七五年の連邦政府の物価・賃金統制計画の導入とこれに対する州新民党政府の追隨政策は、労働組合勢力と新民党州政府との緊張関係を顕在化させた。CLC議長J・モリスは、「現在、カナダ労働組合運動と新民党州政府との間には、重要な政策課題について意見の相違があることは認めなければならない。……しかし、自らが支持する政党の政策に反する場合でも、われわれは労働組合としての原則を維持するものである」との声明を発表して、三州の新民党政府の政治姿勢を批判したのである。<sup>(39)</sup>そして、労働組合勢力の支持を失ったことが一つの原因となって、一九七五年にはブリティッシュ・コロンビア州、一九七七年にはマニトバ州、一九八二年にはサスカチュワン州で、新民党州政権は相次いで敗北を喫した。マニトバ州では、一九八一年に新民党は州政権に復帰したが、新民党の強固な支持基盤を構成してきた農民主義の伝統も、労働組合勢力との関係においては、現在一つの曲がり角に立っていると見ることもできよう。



#### 四、労働組合とその政治活動

##### (1) C L C の機能と「脱帽会議」

C L C は現在、組織労働者の約六割に相当する二一六万人余の労働者をその傘下におさめる、カナダにおける労働組合の最大のナショナル・センターとして位置している。しかしC L C の基本的性格は、その傘下の一二〇余りの加盟労働組合が自発的に参加するゆるやかな全国的連合組織である。このため、C L C の内部的統制権限ないし機能は、加盟単位組合との関係においてさまざまな制約を受けている。特に労使関係領域では、産業別・職業別の加盟単位組合が基本的な決定権限を排他的に保持しており、労使関係領域におけるC L C の役割・機能は、加盟組合相互間の利害調整および情報伝達機能などに限定されている。<sup>(40)</sup>それゆえ、C L C の主要な役割・機能は、他の諸外国におけるナショナル・センターと同じく、政治活動ないし立法的圧力団体としての活動領域にある。

C L C は一方において、すでに述べたように、新民主党を自らの政治的同盟者として位置づけており、新民主党の政治活動を積極的に支援することを通じて、組織労働者の政治的・立法的要求を政策決定過程に反映させる方針を採ってきた。しかし同時に、C L C は既成二大政党、特にその時点における政権政党に対し、圧力団体としての独自のチャンネルを通じてその政治的・立法的要求の実現を求める活動を展開してきた。

C L C の大会は、通常は二年に一回開催され、大会討議の結果として採択された決議の内容は、政策声明(Policy

Statement)として公表される。この政策声明は、その後のCLCの執行委員会において具体的な行動計画に組み込まれるとともに、毎年二月に行われる連邦政府閣僚との「脱帽会議」において、組織労働者の政治的・立法的要望として内閣に提出される。この脱帽会議は、前述のように一八七〇年代から公的に制度化され、一九七五年の賃金物価統制計画に際してCLCが一方的に停止するまで継続されてきた慣行であって、CLCの公的な政治活動としてはそのハイライトともいふべき年次行事となってきた。脱帽会議は、その名の通り儀礼的慣行ではないが、その重要性はこれが公的行事として、マスコミを通じて報道されるその象徴的機能にある。すなわち、脱帽会議は、CLCの労働者階級のスポークスマンとしての地位を連邦政府に公式に確認させるとともに、CLCが連邦政府にいかなる要求書を提出し、いかに労働者の利益を擁護する活動を行っているかを、一般組合員に対して宣伝するための絶好の機会を保障しているのである。<sup>(4)</sup>しかし、CLCの政治活動の本領は、この脱帽会議のような儀礼的活動にあるのではなく、むしろ非公式的・日常的な圧力団体としての政治活動にあることはいうまでもない。

## (2) 二者構成機関を通じての活動

CLCは、その前身であるTLCの時代から、連邦議会に対するロビー活動を通じて既成二大政党とも緊密な関係を保ちつつ、圧力団体としての政治活動を展開してきた。TLCは、すでに第一次大戦以前において、自由党と政治的チャンネルを通じて圧力団体としてロビー活動を組織しており、また進歩保守党ともその「赤い保守(Re-Tory)」<sup>(5)</sup>といわれる左派グループを通じての政治的接触を保ってきた。このようなTLCの圧力団体としての政治

活動を成立させた背景には、アメリカの労働組合運動の影響、とりわけゴンパース流の「敵を罰し、味方に報いる」という、政治的無党派主義の政治戦略の影響があったことはいうまでもない。しかし、とくに一九六〇年代以降、連邦政府は、CLCをその一方の構成メンバーとする各種の三者構成機関 (Tripartite bodies) を強化拡充した。このため、CLCの政治活動の重点は、最近ではロビー活動からこれらの三者構成による審議会などを通じての政府閣僚及び各省庁の高級官僚との直接的対話による政策決定過程への参加、にウエイトを移行している。それゆえ、以下においてこの三者構成機関に対する労働組合参加の歴史的背景について、簡単にフォローしておくことにする。

カナダにおける労働組合と政府の公式の協議の成立は、第一次大戦中の一九一八年に開始された、軍事産業におけるストライキの抑制などに関するTLCと連邦政府の協議にその端緒がある、といわれている。この協議の結果、TLC幹部を始めとする労働組合指導者は、復員兵士に対する職業訓練・軍事物資の購入・食糧の配給などに関連する政府機関の委員に任命され、労働組合が公式的な手続を通じて政策決定過程に参加する道が開かれた。さらにTLCの前議長P・ドレイパーは、一九一九年のパリ平和会議にも出席して、ILOの設置などについても協議する機会が与えられた。第一次大戦終了後も、戦後の社会的混乱を背景として連邦政府とTLCの協力関係は継続され、一九一九年には労使同数の委員によって構成される調査機関として、「労使関係に関する王立委員会 (Royal Commission on Industrial Relations)」が設置された。そして、この委員会の勧告に基いて、戦後の産業復興と経済発展のための審議機関として、労使同数の代表が参加する「全国産業会議」などが設置された。しかし、戦後の混乱期が終息するとともに、労働組合代表者の政府機関への任命は形式的には継続したものの次第に形骸化し、労働組合の政策決定過程への参加の機会は、脱帽会議における立法要求などに事実上制約されるようになった。

第二次大戦の開始は、労働組合と連邦政府の間における協議制度を再び復活させた。一九四〇年には、軍事産業における労働力の適切な配置・供給計画について協議する、労使同数の委員による「全国労働力供給審議会 (National Labour Supply Council)」が設置され、戦時の軍事物資の生産協力とともに労使関係についての紛争処理手続などに関する協議が行われた。そしてこの協議に基づき、翌一九四一年には、戦時賃金統制に関する枢密院緊急勅令 (Privy Council Order) 第八二五三号が制定された。また、一九四三年には、この賃金統制をめぐる労使関係の紛争処理機関として、労使代表と中立委員によって構成される「全国戦時労働関係局 (National War Labour Board)」が設置された。さらに一九四四年には、従来の労働争議調整制度に加えて、アメリカのワグナー法をモデルとする労働組合に対する団体交渉制度を保障する緊急勅令第一〇〇三号が制定され、現在に至るカナダの労働法制的制度的基盤が形成されることとなった。<sup>(43)</sup>しかし、第二次大戦終了後、労働組合の政策決定過程への参加は再びその門戸が狭められ、三者構成による重要な政策審議機関設置の本格的展開は、一九六〇年代まで待たなければならなかった。

一九六〇年、進歩保守党政府は、労働組合および経営者団体に加えて農業その他の第一次産業からの代表者をも含む「全国生産性協議会 (National Productivity Council)」を設置して、政府の経済政策の推進に対する協力を呼び掛けた。この背景には、一九五六年のCLC結成による労働組合勢力の政治的力量的増大と、一九六〇年の新民主党と労働組合勢力の政治的結合に対する政治的配慮として、既成二大政党側の労働組合に対する融和政策があったことはいままでもない。この協議会の設置は、平時において、労使と政府が国民的課題について本格的に協議する最初の試みであった、といわれている。この協議会は、「カナダにおける多様な経済活動に対応する効率的な生

産計画を維持・改善するために継続的な協力関係を樹立する」目的を掲げるとともに、労使関係制度のみならず生産・流通制度の合理化や技術情報の収集などをも副次的目的として設定し、さらにはカナダにおける本格的な労使協議制度を定着させることをも意図していた。そして政府は、翌一九六二年にヨーロッパ諸国に協議会メンバーを中心に構成された調査団を派遣し、労使協議制度についての実情調査を付託した。調査団は帰国後、連邦政府に対する報告書において、「一国の経済計画の成功いかんは、その策定段階における労使の自発的な支持とその参加の熱意の程度いかんにかかっている。……しかし、カナダにおいては、政府と労働組合および経営者の間には、経済・社会問題に関する協議と協力関係の設定についての重大なギャップが存在している。……われわれが完全雇用を追求しつつ高度な経済成長を達成するためには、政府・経営者・労働組合の責任ある代表者が相互に協力するための、経済・社会問題に関する新たな協議制度を開発する必要がある」と勧告した。しかし、一九六三年の総選挙において進歩保守党が敗北したため、この全国生産性協議会は、期待された活動を十分に展開する余裕もないままに、短命に終わった。進歩保守党に代わって政権に着いた自由党政府は、この全国生産性協議会の基本構想を引き継いで、一九六三年、カナダ経済審議会 (Economic Council of Canada) を発足させた。このカナダ経済審議会は、労使同数の委員に農業・水産業の代表委員、さらに若干の学識経験者を加えた二五人の構成による常置の審議会として、マクロ経済問題についての調査研究を行うとともに、連邦政府の経済政策に関する労使の合意形成と政策立案のための協議機関として位置づけられた。さらにその後も、「全国福祉協議会 (National Council of Welfare)」、「カナダ労使関係協議会 (Canada Labour Relations Council)」などの三者構成機関が相次いで設置された結果、一九六〇年代から一九七〇年代前半にかけて、労働組合の政策的決定過程に対する参加の機会は年を追って拡大され

るに至った<sup>(44)</sup>。しかし、一九七五年の連邦政府の賃金物価統制計画の導入は、このような状況を一変させる政治的転換点となった。

一九七四年の総選挙は、石油ショック後の賃金物価統制の可否が主要な政治的争点の一つとなった。選挙後に成立した自由党政府は、イギリス型の労働組合との合意に基づく所得政策の導入を提案して、労使双方と二〇回以上にわたる非公式な協議を重ねた。しかし、CLCはこの提案を全面的に拒否する姿勢を崩そうとはしなかった。このため連邦政府は、労働組合との合意を断念し、翌一九七五年一〇月に、三年間の時限立法として賃金物価統制計画の導入を宣言したことは、すでに述べた通りである。CLCは、連邦政府のこのような政策に対する全面対決を宣言して、カナダ経済審議会をはじめとする全ての三者構成機関から労働組合側委員を引き上げを決定するとともに、長年にわたる慣行であった連邦政府に対する年次要望書の提出と脱帽会議の終結をも宣言した。この賃金物価統制計画に対する反対闘争は、カナダ労働組合運動における政治活動の重要性を組織労働者に自覚させるとともに、ナショナル・センターとしてのCLCの役割・機能を増大させた。さらにその必然的結果として、従来、全国組合や国際組合の委員長と比較すると、「二流の地位」と評された、CLC幹部の地位を飛躍的に重要なものとする結果を導いた。一九七六年の大会においてCLC議長J・モリスは、「賃金決定機構が中央集権化するならば、組織労働者の声もまた中央集権化する必要がある」と声明した<sup>(45)</sup>。そして連邦政府の賃金物価統制計画に対抗するため、加盟組合の団体交渉に対するCLCの関与を強化するとともに、CLCの主導による初めての「一日抗議ストライキ」をも成功させたのである。この賃金物価統制計画に伴う団体交渉機能の中央集権化は、従来不可侵とされてきた労使関係領域にまでCLCの影響力を拡大するとともに、政治活動領域におけるCLCのリーダーシップを確立させ

る役割をも果たした、と見ることが出来る。

C L C は、賃金物価統制計画の導入により、連邦政府の政策決定過程に対する公式的参加のチャンネルを自ら閉ざしたものの、その直後から連邦政府との新たな関係を模索しはじめた。しかし、その後も、一九八二年の公務部門における第二次賃金統制政策の導入などもあって、C L C と連邦政府の間における非公式の協議チャンネルは、必ずしもスムーズに機能してはいない。この間においてむしろ興味ある事実は、一九七六年に経営者側の政治団体として「全国的課題に関する経営者協議会（Business Council on National Issues）」（以下、B C N I 省略）が組織された結果、C L C とこの B C N I との間における、連邦政府の直接的に関与しない自発的な労使協議が進展したことにある。従来、カナダにおいては、労働組合が経営者団体との間で政治的課題について直接的に対話した例はなく、一九七七年における C L C と B C N I との会合は「ほとんど神話的な状況」<sup>46</sup>を実現するものであった、と評された。その背景には、労使双方の思惑は異なるものの、両者共に賃金物価統制計画の早期廃止という点において共通の利益を感じていた事情がある。その結果最近では、三者構成機関というよりも、労使の合意に基づく経済政策についての部門別・政策別の協議会の設置が先行して、連邦政府の各省庁が個別的にこれに関与する、タスク・フォース型の協議制度が定着する傾向が顕著である。一九七八年の「三部門タスクフォース（The 23 Sector Task-Force）や翌一九七九年の「巨大プロジェクト・タスクフォース（Major Project Task-Force）などがその例である。さらに、一九八四年の「カナダ労働市場・生産性センター（Canadian Labour Market and Productivity Centre）」も、C L C と B C N I の合意に基づき労使委員のみがその理事会を構成し、労働省はその運営資金を提供する形で関与する協議会として設置されている。このような労使主導型の協議会方式がカナダにおいて今後とも

恒常的に定着してゆくか否か、その帰趨は必ずしも明らかではない。特に、一九八四年の自由党から進歩保守党への政権交代は、労働組合の政治活動領域にも何らかの変化をもたらすものと予測される。カナダ労働組合運動における経済的政策決定過程に対する参加方式の変化については、今後とも注目してゆく必要があると思われるところである。

## 五、おわりに

一九三三年、協同連邦党の初代党首に選出されたJ・S・ウッズワースは、「私は、カナダにおいて独自の特徴ある社会主義を発展させることが可能であると確信している。われわれは、イギリスのモデル、アメリカのモデルあるいはロシアのモデル、といった諸外国の経験に盲従することを拒否することから出発する。カナダにおけるわれわれの任務は、われわれ自身の抱えている問題をわれわれ自身の方法によって解決することにある」、と宣言した<sup>(47)</sup>。このウッズワースの誇り高き宣言が、その後半世紀を経た今日のカナダにおいて、どのように実現されまたどのように評価されるべきか、議論の余地があるところである。しかし、その結論の当否はともあれ、協同連邦党およびその後身である新民主党が、カナダにおける極めてユニークな社会民主主義政党ないし労働者政党として、今日に至るまで重要な役割を演じてきたことは否定できない事実である。特に、強大な隣国アメリカの圧倒的な影響の下において、「アメリカでは死滅した組織された政治勢力としての社会主義」を、カナダにおいて今日に至る



まで維持し発展させてきた事実は、極めて注目すべき政治現象でもある。<sup>(48)</sup>しかし、一九六〇年における協同連邦党から新民主党への転換は、単なる名称変更に止まらず、その組織構成・政治思想の転換をも伴う政治劇であった。それは、アメリカのポピュリズムの影響を受けた農民社会主義から、イギリス流の労働組合主導型の労働者政党への脱皮、として位置づけることが可能であろう。

しかし、カナダにおいて何ゆえに協同連邦党のような社会民主主義政党が成立し、一定の政治的役割を演じることが可能であったのか。また、アメリカのビジネス・ユニオニズムの浸透にもかかわらず、カナダ労働組合運動が何ゆえに自らの階級的利益を代弁する政治的同盟者を求めたのか。確かに、アメリカにおける労働組合の分裂とその結果としてのCIOの成立が、カナダ労働組合運動における政治思想の転換にも大きな影響を及ぼしたことは否定しえない。また、アメリカの大統領制とカナダの議院内閣制という政治制度上の相違も、労働組合の政治活動のあり方に大きな影響を及ぼしている、と思われる。しかし、より根本的な原因は、アメリカとカナダにおけるその建国をめぐる、歴史的背景にまで遡って検討する必要がある。

アメリカでは、独立戦争および南北戦争を経て、イギリス型の政治思想の伝統はほぼ完全に払拭されたのに対して、カナダはその建国当初から「ブリティッシュ・ウェイ・オブ・ライフ」の追随者であった。それゆえ、イギリスの伝統的政治思想としての保守主義とこれに対抗する自由主義さらには社会民主主義が、いわば三位一体としてカナダに継承され、現在の既成二大政党と新民主党の政治思想の枠組みを規定するものとなった。加えて、カナダでは、広大な国土と分散的な人口の上に多種多様な民族によって構成される移民社会を成立させ、アメリカとは異なる「モザイク型の社会構成」を実現させた。このカナダ特有の「モザイク型の社会構成」が、政治思想としての

地域的多様性をも生み出し、結果的には協同連邦党および新民主党的な地域主義的な政治生命を存続させた。そして、第二次大戦後の「カナダ・ナショナルリズム」の高揚と、労働組合勢力の合同によるその政治的力量的増大が背景となつて、新民主党の結成にまでカナダ労働組合運動を押し進めた、と見ることもできる。ともあれ、アメリカ型の労働組合運動とイギリス型の社会民主主義政党という一見奇妙な政治的結合関係は、このようなカナダ独特の政治風土とその歴史的経緯を前提にして、初めて理解可能である。

しかし、新民主党と労働組合勢力との関係は、現在でもなお、極めて相対的かつ流動的なものがある。カナダの労働組合運動における政治活動方針は、その出発当初から、アメリカ型の政治的無党派主義とイギリス型の労働者政党主義の間で、その選択は絶えず揺れ動いていた。G・ホロピッツは、一九六五年に、「新民主党がその結成後一〇年の中に既成二大政党に比肩しうる勢力に発展しえない場合には、その生みの親である労働組合勢力は、その評価を再検討するに至るであろう<sup>49</sup>」、と予言した。確かに、一九七〇年代前半における新民主党内部の対立は、一九七四年の連邦議会選挙結果に見られるように、新民主党の政治生命にかかわる政治的危機をも現出させた。しかし、ホロピッツは、一九七〇年代における「労働組合のカナダ化政策」の進展、さらに一九七五年の「自由党政府の裏切り」までは予見しえなかつたように思われる。特に、賃金物価統制計画の導入に伴う労働組合勢力と既成二大政党との対立は、労働組合勢力をして新民主党との関係の見直しに目を向けさせる効果を導いた。

しかし、労働組合勢力と新民主党の緊密な関係の復活は、必ずしも新民主党の政治的将来を保障するものではない。CLCに代表されるカナダ労働組合運動にとつて、新民主党が少数野党として止まる限り、常にその時点における政権政党との政治的接触を保ちつつ、自らの圧力団体としての政治活動を展開する余地を残す必要がある、ま

た従来からそのような政策的対応が採られてきた。その意味において、カナダ労働組合運動におけるS・ゴンバー  
ス流の政治的無党派主義は現在でもなお健在であり、その揺り戻しの可能性は常に存在していると見るべきであ  
う。それゆえ、新民主党にとっても、労働組合勢力に依存しつつ、既成二大政党に対抗しうる魅力ある大衆的政治  
党派として自立することは、相変わらず残された困難な課題というべきであろう。

- (1) 本稿は、昭和五五年度の文部省科学研究・一般研究B「欧米諸国における労働組合と政党の関係についての比較研究」  
（研究代表者・諫山正）の成果の一部として、別途公表を予定していた。しかし諸般の事情により、六年以上の歳月を経  
て今回このような形で公表するところとなった。このため、本稿の構想は基本的には変化していないものの、データ・  
資料などについて、筆者が一九八〇年にカナダ政府のFaculty Enrichment Programによりカナダ滞在の機会を与えられ  
た際に収集したものを中心としつつ、最近のカナダの状況変化を踏まえて加筆・補正している。なお既発表論文として、  
拙稿「カナダ労働組合運動と新民主党」月刊労働問題二五〇号、参照。
- (2) J. Porter, "The Vertical Mosaic: An Analysis of Social Class and Power in Canada", pp. 98~103.
- (3) Government of Canada, "Foreign Investment in Canada (Gray Report)", (1972). この報告書は、カナダにおける外資系企  
業の実情を調査した上で、外資規制の必要性を強調した。その結果、翌一九七三年に外資規制法が制定された。
- (4) A. Rotstein & G. Lax, "Getting It Back: A Program for Canadian Independence", pp. 153~172.
- (5) カナダの政党政治については、J・リッカー・J・セイウェル著馬場伸也他訳『カナダの政治』、伊藤勝美『フランス  
系カナダ問題の研究』、岩崎美紀子『カナダ連邦制の政治分析』、奥田和彦『政党と組織』（世界の会議11、カナダ・中米、

所収)、伊藤勝美「カナダにおける政党制の成立」(比較法政一九・二〇号)、W. Christian & C. Campbell, "Political Parties and Ideologies in Canada", H. G. Thorburn, "Party Politics in Canada (4th. ed.)", M. Robin, "Canadian Provincial Politics (2nd. ed.)", P. Aucoin, "Party Government and Regional Representation in Canada", など参照。

(6) 英領北アメリカ法の第九一条および第九二条は、連邦と州の立法管轄権限について詳細な規定を置いている。なお、長内了「カナダ連邦憲法の基本構造」比較法雑誌七卷一・二号、同「権限配分にみられるカナダ連邦制度の特色」比較法雑誌七卷三・四号、参照。

(7) 一九八〇年五月に実施された州民投票は、ケベック州政府が主張する「主権連合(Sovereignty Association)」について連邦政府と交渉することを認めるか否かについて争われ、その結果は賛成約四〇%に対して反対約六〇%で否決された。なお、詳細については伊藤勝美「ケベック州のレファレンダムとカナダ連邦制の将来」(一)(二)(比較法政一七・一八号)。

(8) カナダの唯一の成文憲法とされた英領北アメリカ法は、その改正手続を英国議会に委ねたままであつて、そのカナダへの移管問題が従来から重要な政治課題とされてきた。一九八二年四月に制定された新憲法は、①憲法改正手続をカナダの連邦議会に移管して、国民の過半数を代表する七州の賛成により改正できるものとした、②「権利と自由の憲章」が新たに設けられた、③天然資源についての州の課税権限が承認された、などの重要な内容を含んでいる。しかし、従来の英領北アメリカ法は、一八六八年憲法として存続する。なお、詳細については、斉藤憲司「一九八二年カナダ憲法」(レファレンス三三卷一〇号)、伊藤勝美「カナダにおける憲法改正論争」(一)(二)(比較法政二二号、二三・二四号)など。

(9) C. Lipton, "The Trade Union Movement of Canada—1827—1959 (3rd. ed.)", p. 3.

(10) G. N. Chaison & et al, "Readings in Canadian Industrial Relations (4th. ed.)", p. 3.

(11) C. A. Scotton, "Brief History of the Labour Movement in Canada", p. 2.

- (12) M. Lazarus, "The Long Winding Road—Canadian Labour in Politics", p. 8.
- (13) *ibid.*, pp. 8~9.
- (14) D. Morton, "N.D.P.—The Dream of Power—", pp. 7~8.
- (15) J. Scott, "Canadian Workers, American Unions", pp. 61~77.
- (16) M. Lazarus, *op. cit.*, pp. 11~13.
- (17) S. M. Jamieson, "Times of Trouble—Labour Unrest and Industrial Conflict in Canada", pp. 170~182.
- (18) D. Young, "The Anatomy of a Party—The National C.C.F.—", pp. 39~67.
- (19) D. Morton, *op. cit.*, p. 17.
- (20) G. Horowitz, "Canadian Labour in Politics", pp. 173~175.
- (21) D. Morton, *op. cit.*, pp. 19~32.
- (22) I. Avakumovic, "Socialism in Canada—A Study of the C.C.F.—N.D.P. in Federal and Provincial Politics", pp. 197~203.
- (23) R. Laxer, "Canada's Union", p. 271.
- (24) Government of Canada, "Attack on Inflation—A Program of National Action—", Government of Canada, "Highlights of the Government of Canada's Anti-Inflation Program", 533 拙稿「カナダ公務員労働法制の現状と問題点」法政理論一〇巻一  
号一三三頁以下参照。
- (25) C.L.C., 'Policy Statement on Political Action', Document No. 22, p. 1.
- (26) C.L.C., 'Report of the Political Education Committee', Document No. 11, p. 1.
- (27) 'Canadian Labour', Vol. 25, No. 5, p. 11.

- (28) D. Morton, *op.cit.*, p. 28.
- (29) R. U. Miller & F. Isbester, "Canadian Labour in Transition", pp. 216-231.
- (30) S.M.A. Hemeed, "Canadian Industrial Relations—A Book of Readings—", p. 63.
- (31) A. Rotstein & G. Lax, *op.cit.*, pp. 165-168.
- (32) R. Laxer, *op.cit.*, p. 270.
- (33) D. Morton, *op.cit.*, p. 155.
- (34) C.L.C., 'Report of the Political Education Committee', Document No. 11, pp. 1-3.
- (35) D. Morton, *op.cit.*, p. 155.
- (36) 'The Globe and Mail' (Toronto), May 7, 1980, p. 11.
- (37) 'Ottawa Journal' (Ottawa), May 6, 1980, p. 1.
- (38) S. Lipset, "Agrarian Socialism—the Co-operative Commonwealth Federation in Saskatchewan".
- (39) R. Laberge, "The Labour Beat", pp. 131-132.
- (40) *ibid.*, pp. 34-40.
- (41) David Kwavnic, 'Labour's Lobby in Ottawa—How to the CLC Influences Government Policy—', *Labour Gazette*, Vol. 73, No. 7, pp. 434-435.
- (42) W. C. Riddell, "Labour—Management Cooperation in Canada", pp. 151-201.
- (43) 詳細については、拙稿「カナダ連邦労使関係立法の展開過程（上）・（下）」季刊公企労研究三八・三九号。
- (44) D. Kwavnick, *op.cit.*, pp. 435-441.

- (45) H. G. Thornburn, "Party Politics in Canada (4th.ed.)", p. 212.
- (46) W. C. Riddell, *op.cit.*, p. 173.
- (47) D. Morton, *op.cit.*, p. 3.
- (48) G. Horowitz, *op.cit.*, p. 3.
- (49) *ibid.*, p. 263.